

痴漢被害等に遭った受験生の受験機会確保について

- 受験生の心理につけ込んだ痴漢被害（事件・事故等）に遭ったことにより、受験生が受験機会を失うことがないよう、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めていただくようお願いいたします。

■背景 昨今、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上において、入学者選抜の試験に遅刻できないがゆえに通報することが困難である受験生の心理につけ込んで、痴漢をおおる投稿が相次いでいることが報道されている。

■痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（令和5年3月30日内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省）

⑤ 被害に遭った受験生の受験機会の確保（文部科学省）

大学や高等学校等に対し、入学者選抜において、受験生が、試験場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合や、痴漢の被害にあった場合などやむを得ない事由により受験機会を失うことのないよう、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めるよう周知する。

■令和9年度大学入学者選抜実施要項（8文科高第318号令和8年5月27日高等教育局長通知）

第13の8 災害等の不測の事態への対応

各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

- （2）自然災害や人為災害、事件・事故など不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験することができなかつた者がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、当該受験者の受験機会の確保等に配慮すること。

■令和9年度大学入学者選抜実施要項等に関するQ&A（令和8年7月30日更新）

実施要項 第13の8や「大学入学者選抜における受験生が痴漢被害等にあった場合の対応について（依頼）」（令和5年1月25日付け事務連絡）に基づき、受験生の心理につけ込んだ痴漢被害（事件・事故等）に遭ったことや、その目撃者となったことにより、受験生が受験機会を失うことがないよう、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めていただくようお願いいたします。また、上記の対応についてあらかじめ受験生に周知するとともに、併せて試験当日の服装は私服でも差し支えない旨も明記するなど、痴漢対策へのご協力をお願いします。

（参考）大学入学共通テストにおける対応

- 痴漢被害等にあった場合などを理由に受験できない場合は、追試験の対象とする。
- 試験当日の服装は、私服でも構わないことを「受験上の注意」及びQ&Aに掲載。

※上記対応について、文科省公式SNSにおいて広く周知。